

1. 件名：「東海第二発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(78)」

2. 日時：平成29年10月4日（水）10時00分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全管理調査官、三井安全審査官、竹内安全審査官、中村安全審査官、佐藤（秀）安全審査官、永井安全審査官、江崎安全審査官、吉村安全審査官、千明安全審査官、岩崎係員
日本原子力発電：北川執行役員 他8名

5. 要旨

①日本原子力発電から、平成26年5月20日に申請のあった東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、基礎地盤及び周辺斜面の安定性に対するコメント回答について説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

- ・「設置許可基準規則第3条第1項、第2項の条文適合方針を踏まえた杭の支持性能に関する安定性評価フロー」が示されているが、審査会合における審議を踏まえ、再検討すること。
- ・「杭を介して岩盤に支持する施設」に対する支持力評価については、仮想ケーソン基礎として評価する方針を適用しないのであれば、関連する記載も見直すこと。
- ・支持力の評価値としている最大鉛直力度は、平面ひずみ要素における鉛直力度を直接引用していることを明確にすること。
- ・基礎地盤のすべり安定性の評価方針については「基準地震動 S_s により地盤変状が生じたとしても杭体の健全性は確保されることから、杭基礎の先

端以深の支持岩盤を通るすべり面を設定する（杭体を貫通横断するようなすべり面は設定しない）」としているが、本案件の審議事項（規則第3条1項との適合性）の観点からは、杭体の健全性確保については直接の審査対象としない（今後の詳細設計の審査において確認する事項である）ので、杭体の健全性に係る記載は見直すこと。

- ・ 今回の評価における代表施設について、取水口に隣接する“鋼製防護壁を含む区画”が選定されなかった理由を説明しているが、当該区画と「防潮堤（地中連続壁基礎構造区間）」との関係が不明確なので、別の施設とするならば、その旨が明確となるよう、図表類について記載を工夫すること。
- ・ 基礎地盤のすべり評価方針について、“すべり安全率が最小となったすべり面形状については、追加的に第四紀層のせん断強度をゼロとした評価を行う”旨をフロー図も含めて追記すること。
- ・ 支持力評価において、その評価値が発生した時刻の各杭先端下の要素における最大鉛直力度（接地圧）の値をグラフで示すこと。

③日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 東海第二発電所 地震等に係る新基準適合性審査に関するコメントリスト
- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（コメント回答）【補足説明資料】